

平成 22 年 1 月 15 日

金融庁監督局総務課金融会社室 御中

全 国 銀 行 協 会

「事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係 5 前払式支払手段発行者関係、  
14 資金移動業者関係) (案)」に対する意見の提出について

平成 21 年 12 月 14 日付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙のと  
おり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申しあ  
げます。

以 上

項番	該当箇所(条項番号等)	意見	理由等
1	I-2-1 法令遵守等	外国為替及び外国貿易法第17条第3号および外国為替令第7条に定める取引の適法性の確認について、資金移動業者は銀行等と同等の管理態勢が求められるということでしょうか。	資金移動業者に銀行等の確認義務規定を準用するとの外国為替令改正案の趣旨を踏まえた場合、資金移動業者にも現状の銀行等と同様の管理態勢が必要と考えられるため。
2	I-2-2-1-1(2) 銀行等が行う為替取引との誤認防止	説明事項として、「①法に基づく履行保証金制度によって利用者が保護される旨」とあるが、「限定的には滞留資金の全額が保全されていない状態が発生し得ること」も併せて説明すべきではないか。	限定的とはいえ、技術的な要因により滞留資金の全額が保全されていない状態が発生し得るなか、当該事実を利用者に説明しなければ、利用者保護上の問題を惹起しかねないと懸念されるため。
3	I-2-2-2-1 主な着眼点(注2)口	「受取人の資金移動業者等の預金口座」とは、「受取人が銀行等に開設した預金口座等」を意味しているとの理解でよいのか。	資金移動業者が預金の受入れ業務を営むことは不可能であり、文意の明確化が望ましいと考えられるため。
4	I-2-3-3-2 監督手法・対応	「(外部委託先の業務運営態勢若しくは業務運営の適切性に問題があると認められた場合)事案の緊急性や重大性等を踏まえ、必要に応じ、外部委託先からのヒアリングを並行して行うことを検討することとする」とあるが、「事案の緊急性や重大性等」とは具体的にはどのようなケースを想定しているのか。	資金移動業者が銀行を利用する資金移動スキームにおいて、銀行が外部委託先となった場合には、ヒアリングや検査等を受けるケースもあると考えられることから、その対応も含めた検討が必要であるため。
5	I-3-1 外国資金移動業者の勧誘の禁止	「外国資金移動業者は法令に別段の定めがある場合を除き、国内にある者に対して、為替取引の勧誘をしてはならない」とあるが、国内未登録の資金移動業者が国内で閲覧できる日本語の資金移動サービスの案内などをホームページ上で展開した場合、「勧誘」行為に該当することになるか。	「勧誘」行為の基準を明確にするため。
6	その他	出資法の趣旨を踏まえれば、資金移動業者が送金と無関係な資金を顧客から預かることや、資金を滞留させ顧客の求めに応じて自由に払出しを行うことはできないと理解してよいのか。	確認のため。